

平成 22 年 11 月 18 日

資料 3

# 資 料

(納税環境整備)

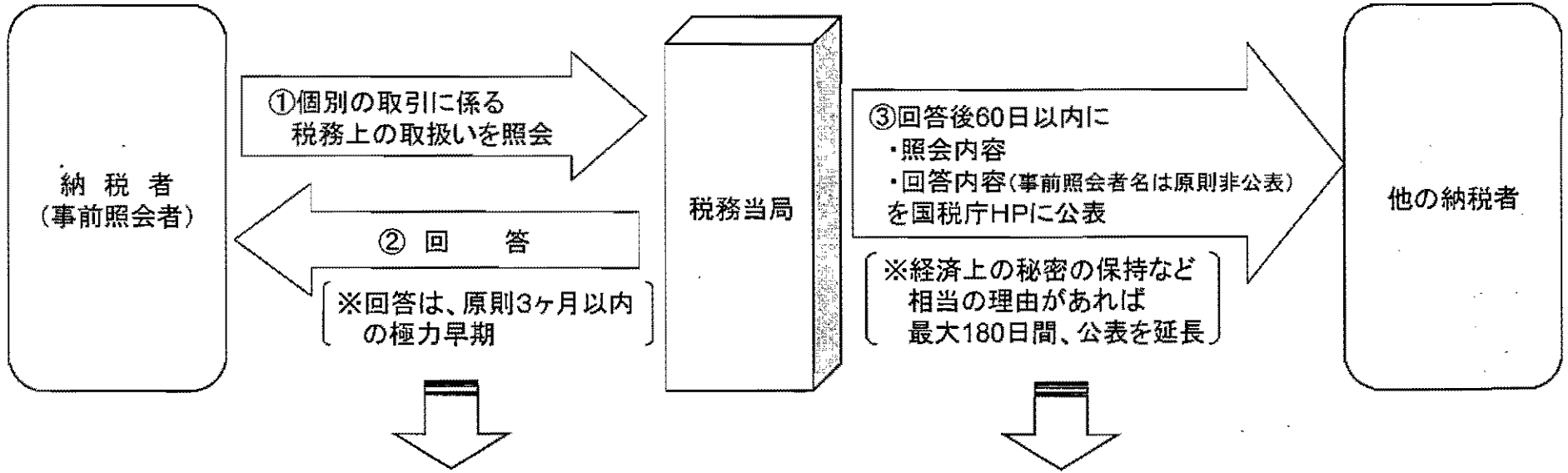
# 目 次

- 事前照会に対する文書回答制度の見直し ..... 1
- 最近の不正事案（例） ..... 2
- 申告書不提出事案及び消費税の不正還付事案の推移 ..... 3
- 消費税の還付申告に対する実地調査の状況（法人） ..... 4
- 租税罰則の見直しについて ..... 5

# 事前照会に対する文書回答制度の見直し

**【現行制度に対する問題点等】**

- ・ 回答の可否の可能性、回答時期の見通し等について、照会者へ連絡する制度がない。
- ・ 回答内容等の非公表期間について、最大180日間では経済上の秘密が保持できず、文書回答手続の活用を躊躇。利用者から、非公表期間の更なる延長の要望あり。



回答時期の見通し等の連絡

現 行：なし

↓

見直し案：照会(必要書類の提出後)から概ね1月以内に、

- ・ 回答の可否の可能性
- ・ 回答時期の見通し

等について照会者に口頭で説明する。

回答内容等の非公表期間

現 行：回答後最大180日間

↓

見直し案：照会者が非公表を求める期間のうち、相当と認める期間  
(回答後最大1年間)

## 最近の不正事案（例）

○外国為替証拠金取引（FX取引）を行っていた者が、10億円の運用益を全く申告せず

⇒脱税犯（現行10年以下の懲役若しくは1,000万円以下（情状により脱税額以下）の罰金又はこれらの併科）として処罰できない。

※【判決】懲役1年（執行猶予3年）

・・・申告書不提出罪（秩序犯：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

○消費税課税事業者が、架空の無形資産（事業に係るノウハウ）を高額で仕入れたように装い、約100億円の消費税の還付を受けようとして申告書を提出したところ、税務署長が不正に気づき還付を留保

⇒処罰不可：消費税の不正還付の未遂について処罰規定なし

## 申告書不提出事案及び消費税の不正還付事案の推移

(単位：件)

年度 (平成)	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
区分										
告発件数	146	151	145	147	152	150	166	158	153	149
申告書不提出事案	11	15	11	15	13	21	29	17	22	22
うち 偽りその他不正の 行為がなく脱税犯として 告発できなかった者	-	-	-	-	-	-	-	2	3	2
消費税の不正還付事案 (既遂)	1	-	4	1	4	6	13	21	7	10

(備考) 国税庁調べ。

(参考) ・脱税犯：偽りその他不正の行為を伴って税を免れた者(現行 10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下(情状により脱税額以下)の罰金又はこれらの併科)

・申告書不提出犯(秩序犯)：税を免れる意図はないが、故意に申告書を提出しない者(現行1年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金)

## 消費税の還付申告に対する実地調査の状況(法人)

平成20年度において、① 不正還付の防止等の観点から調査を行った法人は約11,000件、② うち不正計算が認められた件数は約1,200件、③ 不正計算に係る追徴税額は約36億円。

項目	年 度	
	19	20
全法人の消費税申告件数(件)	2,087,172	2,077,741
うち還付申告件数(件)	118,404	120,490
還付申告税額(億円)	27,194	24,474
還付申告に対する調査件数(件)	[100.0%] 8,604	[100.0%] <u>11,202</u>
うち不正計算のあった件数(件)	[ 11.3%] 971	[ 10.4%] <u>1,165</u>
調査による追徴税額(億円)	232	167
うち不正計算に係る追徴税額(億円)	127	<u>36</u>

(注1) 全法人の消費税申告件数は年度(4月～翌年3月)の計数であり、調査件数及び調査による追徴税額は事務年度(7月～翌年6月)の計数である。

(注2) [ ]内は、「調査件数」に占める「不正計算のあった件数」の割合である。

(注3) 「不正計算のあった件数」とは、重加算税(納税者が事実を隠ぺい又は仮装していたことにより課されるもの)の対象件数をいう。

(備考) 「法人税等の調査事績について」(国税庁)等による。

## 租税罰則の見直しについて

○経済社会状況の変化に対応し、税制への信頼の一層の向上を図る観点から、次のとおり、租税罰則の見直しが必要ではないか。

類 型	見直しの方向性
<p>○税を免れる故意をもって申告書を提出せず、税を免れる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・偽りその他不正行為を伴わないことから、現行の「脱税犯」とはならない。</li> <li>・現行、単に申告書不提出罪（単純無申告罪）として処罰。（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）</li> </ul>	<p>・故意の申告書不提出によるほ脱犯（税を免れる故意をもって申告を行わず、税を免れる結果を発生させた罪）を創設することとしてはどうか。</p> <p style="text-align: center;">（脱税犯と申告書不提出犯との法定刑のバランスを考慮）</p>
<p>○消費税の不正還付の未遂</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己名義によるものは、自らの申告となり未遂規定がないので、不処罰となる。</li> <li>・他方、他人名義によるものは詐欺罪（10年以下の懲役）の未遂罪として処罰される。</li> </ul>	<p>・不正還付の未遂を処罰する規定を創設することとしてはどうか。</p> <p style="text-align: center;">（不正還付の抑止、詐欺未遂罪とのバランス等を考慮）</p>

（参考）・脱税犯：偽りその他不正の行為を伴って税を免れた者（現行10年以下の懲役若しくは1,000万円以下（情状により脱税額以下）の罰金又はこれらの併科）

・申告書不提出犯（秩序犯）：税を免れる意図はないが、故意に申告書を提出しない者（現行1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）